

国民健康保険、後期高齢者医療制度

被保険者証の更新 — 新しい被保険者証を郵送します —

現在使用されている被保険者証（保険証）の有効期限は平成26年7月31日(木)です。7月末までに新しい保険証を簡易書留で郵送しますので、8月からは新しい保険証を使用してください。

■留守などで受け取れなかった場合

保険証を受け取れなかった方は、保険証送付の担当課へお問い合わせください。運転免許証など身分を明らかにするものを提示いただいた上でお渡しします。その際、印鑑（スタンプ印不可）も必要です。

【次の方は新しい保険証の有効期限が異なります】

■64歳の国民健康保険退職被保険者

65歳に到達した月の翌月から一般被保険者となるため、新しい保険証の有効期限は、誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）となっています。

一般被保険者となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送する予定です。

■69歳の国民健康保険被保険者

70歳に到達した月の翌月から所得に応じて医療費の負担割合が変わるため、新しい保険証の有効期限は誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）となっています。

70歳となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送する予定です。

■74歳の国民健康保険被保険者

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、新しい保険証の有効期限は、誕生日の前日までとなっています。後期高齢者医療制度の保険証は、誕生月の前月中に郵送する予定です。

新しい保険証の色は
●国民健康保険
藤色
●後期高齢者医療制度
オリーブ色 です。

入院時に適用される標準負担額減額認定証・限度額適用認定証を交付します

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方（国民健康保険税の未納がない方など）に対して、入院時の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」と、窓口の支払いを自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」の交付を行っています。

交付を受けるには申請が必要です。各認定証は、申請をした月の初日から有効となります。申請月前の食事代や自己負担額は対象となりませんので、各認定証が必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証の交付を受けている方も、7月31日(木)が有効期限となりますので、7月18日(金)以降、早めに更新の申請（※1）をしてください。

また、高額療養費の改正が、平成27年1月に予定されているため、70歳未満の被保険者の方に交付する「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、有効期限が平成26年12月31日(木)までとなります。平成27年1月以降に使用する「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方には、有効期限となっている月の月末までに郵送する予定です。

※1 後期高齢者医療制度の被保険者で交付申請をした時と条件が変わっていない方には、保険証の送付の際に認定証も同封していますので、更新の手続きは不要です。ただし、適用区分欄に「区分Ⅱ」かつ、長期入院該当年月日に日付のない方は、長期入院該当申請が必要となります。

■申請に必要なもの

- 印鑑、加入している保険証 ○窓口に来られる方の身分証
- すでに交付を受けている方は、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証
- 現在、区分C（70歳未満）・区分Ⅱ（70歳以上）の認定証をお持ちの方で、申請月から過去1年間の入院日数が通算で90日を超える方は、入院日数を確認できる領収書または請求書
- 国民健康保険の被保険者で、平成26年1月2日以降に転入した方は、平成26年1月1日現在の前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書